

答弁書第三十七号

内閣参甲第三〇号

昭和二十三年三月二十三日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出非營業所得税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年三月廿五日

參議院議員小川友三君提出非營業所得稅に關する質問に對する答弁書

料理店が七月禁令により正直に休業しているのに、所得稅がかつたからやむなく開業に轉じたという報導があるが、政府は、休業料理店に課稅して、裏口營業をさせよと教えるのかとの御質問であるが、休業料理店も昭和二十二年中には、(イ)一月乃至六月の營業中は相當收入があつたこと、(ロ)休業後席貸等により收入を得ているものがあること(現實にはこの種のものが相當ある。)、(ハ)現實に裏口營業による收入を得ているものがあること等實際上相當の所得があつたと考えられる。昭和二十二年分の所得稅は、これらの實際の所得を課稅標準として課稅されるものであつて、所得稅法のもつとも普通の適用である所得稅は、實際所得に對して課稅され、しかもその所得から納稅するものであるから、課稅されたから裏口營業をするとか開業するとかという理由にはならないと考ふる。